

明 石 市 長 丸 谷 聡 子
（公印省略 市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課）

公募型業務委託見積合せの実施について

令和 8 年度に予定している明石市市民生活局市民協働推進コミュニティ・生涯学習課の業務委託について、公募型業務委託見積合せを実施しますので、参加を希望される方は、下記要領により申請書等を提出してください。

記

1 対象業務

- （1）業 務 名 西部文化会館 低濃度 P C B 廃棄物収集運搬・処分業務委託
- （2）業 務 場 所 明石市立二見コミュニティ・センター 西部文化会館（明石市二見町西二見 5 9 7-2）
- （3）業 務 概 要 廃棄物運搬・処理業務
- （4）履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

2 見積合せ参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- （1）明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス）のサービス業務の部に、契約の種類が廃棄物処理で登録されており、かつ、業務区分が産業廃棄物で登録されていること。
- （2）平成 2 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 8 月 3 1 日までの間に、国内において国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る「PCB 廃棄物処理業務委託」を元請として完了した業務実績を有すること。
- （3）収集運搬する業務担当において、廃掃法（昭和 4 5 年第 1 4 条の 4 第 1 項）に基づく特別管理産業廃棄物の収集運搬業について、次の(ア)及び(イ)を満たす許可を入札参加が単体であって廃掃法（第 1 5 条の 4 の 4 第 1 項）に基づく無害化処理認定について次の(ウ)を満たす認定を有する者であること。
 - (ア) 積み込む場所及び積み下ろす場所を含む区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長※）の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可
 - (イ) 上記(ア)の許可証において、廃掃法第 2 条第 5 項に規定する特別管理産業廃棄物のうち、次に掲げる種類が明記されていること。
 - ・ポリ塩化ビフェニル汚染物
 - (ウ) 無害化処理の大臣認定制度
同認定証に記載された「処理する産業廃棄物の種類」として次に掲げる項目が記載され、廃油、その他汚染物等、処理を行う物の区分に応じた汚染物の処理が含まれていること、かつ「収集又は運搬の有無」の区分が「有」と記載されていること。
 - ・廃掃法施行令第 2 条の 4 第 5 号ロ及びハに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物
- （4）処分する業務担当において、廃掃法（第 1 4 条の 4 第 6 項）の規定に基づく特別管理産業廃棄物の処分業について、次の(ア)を満たす許可を有する者又は、廃掃法（第 1 5 条の 4 の 4 第 1 項）に基づく無害化処理認定について次の(イ)を満たす認定を有する者であること。
 - (ア) 当該処分を行う区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長※）の特別管理産業廃棄物処分業の許可た

だし、同許可証において、廃掃法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物のうち、次に掲げる種類が明記されていること。

・ポリ塩化ビフェニル汚染物

(イ) 無害化処理の大臣認定制度

ただし、同認定証に記載された、「処理する産業廃棄物の種類」として次に掲げる項目が記載され、廃油、その他汚染物等処理を行う物の区分に応じた汚染物の処理が含まれていること。

・廃掃法施行令第2条の4第5号ロ及びハに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物

※政令市長とは、廃掃法施行令第27条第1項に規定する市長のことをいう。

- (5) 適正な業務責任者を配置できること。(資格及び専任性は問いません。)
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (7) 明石市契約規則第3条の規定に該当しないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。
- (9) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (10) 公告日において納期限が到来している明石市税を開札日の前日までに完納していること。
- (11) 見積合せの前日において、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。また、契約予定者となった場合は、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。
- (12) 仕様書の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解したうえで見積に参加できること。

3 仕様書のダウンロード

(1) 期間

令和8年9月1日（火）からダウンロード可能

(2) 方法

上記期間内に明石市ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078-918-5004）のうえ、CD-R等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参してください。

3 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリにより市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課へ仕様書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。

令和8年9月1日（火）から令和8年9月8日（火）午後1時まで

（FAX 078-918-5004 明石市市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 業務委託契約担当者 宛）

(2) 質問に対する回答

令和8年9月10日（木）午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

4 見積合せ参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表

面に宛名シール（指定様式）を貼り付けてください。

- ア 公募型業務委託見積合せ参加申請書（指定様式）
- イ 見積書（指定様式）
- ウ 業務費内訳書
- エ 業務実績調書（指定様式）及び業務の実績を証する契約書等（写）
- オ 「2 見積参加要件の（3）」に定める許可を証する書類（写）
- カ 「2 見積参加要件の（4）」に定める許可を証する書類（写）
- キ 配置予定業務責任者の雇用関係を証する書類（写）

（2）封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 令和8年9月10日（木）午後1時に、明石市ホームページに設計図書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。

イ 市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課への郵便物の必着期限は、令和8年9月15日（火）午後5時です。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

ウ 郵便物提出日中に、ファクシミリにより市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課へ公募型業務委託見積合せ参加確認書（指定様式）を送付してください。

（FAX 078-918-5131 明石市市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 業務委託契約担当者 宛）

5 見積合せの日時及び場所

（1）日時

令和8年9月18日（金）午前10時00分（予定） ※状況により前後します。

（2）場所

明石市役所 本庁舎8階 806C会議室

6 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当する場合は免除する場合があります。

7 消費税の取扱い

入札金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください。（税抜で記載）

契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この金額において切り捨てます。

8 支払条件

前金払 無 部分払 無 全額完了払

9 予定価格（税抜）

364,000円

※予定価格を超える金額で入札を行った場合は無効となります。

1 0 変動型最低制限価格の設定

本見積合せにおいては、制限付一般競争における変動型最低制限価格制度を準用します（最低価格見積者から有効な下位 5 者の見積金額の平均の 85%未満の入札者は失格とする。）

1 1 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第 5 条第 1 項の規定により、契約金額が 200 万円を超える場合には、落札決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第 2 第 8 項第 8 号アの規定により、指名停止措置（3 か月）を行います。

1 2 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

1 3 見積に関する条件

- (1) 見積書が指定の日時までに到着していること。
- (2) 見積者が同一事項について 2 通以上した見積でないこと。
- (3) 見積者の記名押印があり、見積内容が明確であること。
- (4) 見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる見積でないこと。

1 4 無効とする見積

- (1) 見積に参加する者としての必要な資格のない者の行った見積
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った見積
- (3) 見積に関する条件に違反した見積

1 5 見積結果及び契約について

- (1) 見積合せ場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (2) 資格審査については、最低価格入札者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で落札決定を行います。
- (3) 見積結果は、令和 8 年 9 月 24 日（木）から明石市ホームページにて掲載します。

1 6 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成 22 年条例第 4 号）に定める不当要求行為等を行った場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (2) この業務の見積合せに参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認したうえで申し込んでください。
- (3) 提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この業務の見積合せに参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内を確認した上で申し込んでください。

- (4) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合には、この入札における契約締結時に適正な技術者等の配置が必要となります。適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) 見積参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (6) 最低価格入札者であっても、変動型最低制限価格制度又は資格審査において必ずしも契約予定者とならない場合があります。

この場合において、見積合せ等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、見積合せ参加者の負担となりますのでご注意ください。
- (7) その他見積合せ及び契約に関する事項については、財務室契約担当の規定等を準用します。